

【お買物安心プラン 充実コース(Y)】

●商品の仕組みおよび補償内容等

(1)商品の仕組み

<動産総合>

動産総合保険普通保険約款に電気的・機械的事故対象外特約、臨時費用対象外特約等をセットした商品です。

<携行品損害補償>

動産総合保険普通保険約款に携行品一式契約特約、電気的・機械的事故対象外特約、臨時費用対象外特約等をセットした商品です。

<動産総合>

カードで購入した商品について、購入日から180日間に盗難・破損などの偶然な事故により損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

<携行品損害補償>

盗難・破損などの偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。(カードで購入した商品以外も補償の対象となります。)

(2)被保険者(保険の対象となる方)の範囲

カード会員ご本人

(3)補償内容

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。

保険金をお支払いする主な場合

保険期間の開始日以降にカード(注1)でお求めの対象商品(注2)について、日本国内または海外において破損・盗難などの損害が購入日から180日間に生じた場合、その損害額(注3)から1回の事故につき自己負担額1,000円を差し引いた額を保険期間中総額100万円まで補償します。ただし、次のものは対象商品に含みません。

(1)船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジオコントロール模型その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品 (2)義歯、義肢その他これらに準ずるもの (3)動物および植物 (4)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの (5)現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット

(注1)このプランにご加入されたカードで購入された商品が対象となります。家族カードを含む他のカードで購入されたものは、対象外です。

(注2)インターネットショッピングで決済した場合も対象となります。ただし、商品が手元に届くまでの間に生じた損害は補償対象外です。

(注3)損害額は全損の場合はカードでの購入価格を基準とし、全損以外の場合は事故発生直前の状態にもどすために必要な修理費(カードでの購入価格限度)を基準として決定します。なお、全損とは修理ができない場合、または修理費が時価額以上になる場合をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 (2)保険の対象自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 (3)加工着手後に生じた損害 (4)戦争・変乱・暴動による損害 (5)地震・噴火・津波・水災による損害 (6)修理、清掃中の作業上の過失または技術の拙劣による損害 (7)偶然な外来の事故によらない電気の作用や機械の稼動に伴う電気的・機械的事故による損害 (8)詐欺または横領による損害 (9)置き忘れ(注4)、紛失による損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。) (10)管球類(真空管・ブラウン管・電球等)に単独に生じた損害 (11)美術品、宝石・貴金属等の価値の低下 など

(注4)保険の対象を置いた状態で、その事実または置いた場所を忘れることがあります。

保険金をお支払いする主な場合

携行品(注5)が、日本国内において、盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を被った場合に、損害額(注6)から、1回の事故につき自己負担額1,000円を差し引いた額をお支払いします。

ただし、現金、乗車券など(注7)については合計3万円が限度となり、お支払いする保険金の総額は合計10万円が保険期間中の限度となります。

(注5)カードに登録された住所の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。)から被保険者によって一時的に持ち出され携行している家財(被保険者および被保険者と生計を共にする同居の親族が所有しているものにかぎります。)を指します。ただし、以下については対象外となります。

(1)船舶(ヨット、モーターボート、水上オートバイおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジオコントロール模型その他これらに準ずるものおよびこれらの付属品 (2)義歯、義肢その他これらに準ずるもの (3)動物および植物 (4)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの

(注6)損害額は全損の場合は時価額を基準とし、全損以外の場合は事故発生直前の状態にもどすために必要な修理費(時価額限度)を基準として決定します。なお、全損とは修理ができない場合、または修理費が時価額以上になる場合をいいます。

(注7)次のものを指します。

(1)現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券(定期券は除きます。)、宿泊券、観光券、および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (2)預金証書または貯金証書(通帳・キャッシュカードを含みます。)、クレジットカードその他これらに準ずるもの (3)貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品、その他これらに準ずるもの (4)定期券

保険金をお支払いできない主な場合

(1)被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 (2)保険の対象自体に内在する欠陥・自然の消耗・さび・変色・虫食いなどによる損害 (3)加工着手後に生じた損害 (4)戦争・変乱・暴動による損害 (5)地震・噴火・津波・水災による損害 (6)修理、清掃中の作業上の過失または技術の拙劣による損害 (7)偶然な外来の事故によらない電気の作用や機械の稼動に伴う電気的・機械的事故による損害 (8)詐欺または横領による損害 (9)置き忘れ(注4)、紛失による損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。) (10)管球類(真空管・ブラウン管・電球等)に単独に生じた損害 (11)美術品、宝石・貴金属等の価値の低下 など

(注8)携行品を置いた状態で、その事実または置いた場所を忘れることがあります。